

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成22年度
計画主体	島原市、雲仙市、南島原市

島原半島地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 島原市産業振興部農林水産グループ
所在地 島原市有明町大三東戊1327番地
電話番号 0957-68-1111(内線553)
FAX番号 0957-68-2119
メールアドレス nosui@city.shimabara.lg.jp

<連絡先>

担当部署名 雲仙市農林水産商工部農林水産課
所在地 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
電話番号 0957-38-3111
FAX番号 0957-38-3109
メールアドレス norinsuisan@city.unzen.nagasaki.jp

<連絡先>

担当部署名 南島原市農林水産部農林課
所在地 長崎県南島原市有家町山川58番地
電話番号 050-3381-5060
FAX番号 0957-82-0217
メールアドレス norin@city.minamishimabara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ヒヨドリ等
計画期間	平成23年度 ~ 平成25年度
対象地域	島原市、雲仙市、南島原市

2. 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成22年度)

鳥獣の種類	市	被害の現状		
		品目	被害数値	
			被害面積(ha)	被害額(万円)
イノシシ	島原市	稲	0.30	34.0
		いも類(かんしょ)	0.50	80.0
		飼料作物(トウモロコシ)	0.50	2.0
		果樹(みかん)	0.50	66.0
		野菜(サトイモ、ニンジン、タマネギ)等	2.40	89.0
	雲仙市	水稻	3.11	245.8
		いも類(馬鈴薯、サツマイモ等)	2.93	203.2
		飼料作物(ソルガム、イライソ等)	1.08	48.6
		果樹(みかん等)	0.02	0.7
		野菜(サトイモ、たまねぎ等)等	1.86	152.5
	南島原市	水稻	27.23	3,098.6
		いも類(馬鈴薯、サツマイモ等)	13.92	304.0
飼料作物(ソルガム、イライソ等)		0.50	5.5	
果樹(みかん、びわ等)		2.85	215.1	
野菜(サトイモ、たまねぎ等)等		13.05	175.7	
イノシシ計		70.75	4,720.7	
カラス	島原市	野菜(ニンジン、ダイコン、サトイモ、サトウ、サトメ)等	1.20	222.0
	雲仙市	果樹(みかん等)	0.20	2.1
		野菜(なし、レタス等)等	0.40	0.3
	南島原市	果樹(なし、みかん等)等	0.82	14.3
カラス計		2.62	238.7	
ヒヨドリ	島原市	果樹(レタス)等	0.60	74.0
	南島原市	果樹(なし、みかん等)	0.40	105.0
	ヒヨドリ計		1.00	179.0
その他鳥獣	南島原市(スズメ)	水稻等	1.62	179.0
	その他計		1.62	179.0
合計		75.99	5,317.4	

島原市、南島原市は平成22年度、雲仙市は平成21年度の実績で集計

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等
イノシシ	イノシシによる被害は、4月から5月にかけてニンジンやタケノコや馬鈴薯（春）の被害、8月から10月における水稲、イモ類への食害が多くなっている。特に10月は全市的に稲の刈り入れ時期のため被害が多くなっている。それに次ぐ被害としては耕作放棄地に隣接する山間部のみかんの被害が多く発生している。
カラス	カラスによる被害は夏から秋に集中し、野菜、果樹への食害が発生している。 また、農作物被害だけでなく、畜舎、山林への糞害、鳥インフルエンザなどの発生も懸念される。また、生活ゴミを散乱させるなど生活環境被害も少なくない。
ヒヨドリ	ヒヨドリによる被害は、例年1月から3月にかけて、野菜、果樹の食害が発生している。
ノイヌ	ノイヌによる被害は、不定期に発生している。被害は、主に耕作地への侵入による踏み倒しである。時に鶏舎に侵入し、鶏を襲うことがある。
スズメ	スズメによる被害は主に水稲で、収穫時期の10月に集中している。
アライグマ	アライグマによる被害報告はないが、管内で目撃が報告されている。しかしながら、それ以降の目撃および捕獲情報については不確実であり、現状として生息状況は明らかでない。
タヌキ	タヌキによる農作物の被害報告はないが、南島原市管内では中山間地域で被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標 (対象鳥獣)	市	現状値（平成22年度）		目標値（平成25年度）	
		被害面積（ha）	被害額（万円）	被害面積（ha）	被害額（万円）
イノシシ	島原市	4.20	271.0	2.94	189.7
	雲仙市	9.00	650.8	6.30	455.5
	南島原市	57.55	3,798.9	40.28	2,659.2
	計	70.75	4,720.7	49.52	3,304.4
カラス	島原市	1.20	222.0	0.84	155.4
	雲仙市	0.60	2.4	0.42	1.6
	南島原市	0.82	14.3	0.57	10.0
	計	2.62	238.7	1.83	167.0

ヒヨドリ等	島原市	0.60	74.0	0.42	51.8
	南島原市	2.02	284.0	1.41	198.8
	計	2.62	358.0	1.83	250.6

現状値は、島原市、南島原市は平成22年度、雲仙市は平成21年度の実績で集計

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>旧来より猟友会による捕獲が行われ、近年はそれに準じて、島原猟友会、国見猟友会、小浜猟友会、南島原猟友会と連携して、捕獲体制の構築が行われている。捕獲手段に関しては、市全域で箱わなが中心となっている。</p> <p>イノシシ（有害）捕獲実績（3市）</p> <p>H19 1,155頭</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : 231頭 雲仙市 : 734頭 南島原市 : 190頭 <p>H20 1,753頭</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : 274頭 雲仙市 : 1,121頭 南島原市 : 358頭 <p>H21 1,724頭</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : 232頭 雲仙市 : 1,092頭 南島原市 : 400頭 	<p>狩猟者の高齢化は進んでいるが狩猟免許の取得者数については微増している状態である。しかし、免許取得から年数が浅いため捕獲頭数の増加にはつなげていないのも事実である。</p> <p>免許取得者の技術の向上も課題の一つである。また、効果的な捕獲用具の普及促進も課題となっている。</p> <p>さらに、鳥獣は市の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市と連携した捕獲の実施についても課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシ防止柵については、国・県・市の事業、予算で設置を実施している。特にイノシシ対策に効果的とされる忍び返し付きワイヤーメッシュ柵の設置を推進している。</p> <p>電気柵設置実績（3市）</p> <p>H19 20,935m</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : 2,350m 雲仙市 : 7,085m 南島原市 : 11,500m <p>H20 12,160m</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : -m 雲仙市 : 8,100m 南島原市 : 4,060m 	<p>今後、中山間部における広域的な柵の設置を推進する上で地域住民への啓発による意識改革が重要な課題となっている。</p> <p>また、野生鳥獣の生息好適地となっている耕作放棄地の増加も大きな課題である。</p>

<p>H 2 1 1 8 , 5 7 7 m</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : - m 雲仙市 : 1 6 , 7 7 7 m 南島原市 : 1 , 8 0 0 m <p>WM柵設置実績(3市)</p> <p>H 1 9 8 , 7 4 3 m</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : 2 , 3 5 8 m 雲仙市 : 4 , 2 1 5 m 南島原市 : 2 , 1 7 0 m <p>H 2 0 2 3 , 0 6 8 m</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : 8 , 4 7 8 m 雲仙市 : 3 , 0 5 0 m 南島原市 : 1 1 , 5 4 0 m <p>H 2 1 1 5 , 5 4 5 m</p> <ul style="list-style-type: none"> 島原市 : 2 0 2 m 雲仙市 : 6 , 9 7 3 m 南島原市 : 8 , 3 7 0 m 	
--	--

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による被害を防止するため、被害防止効果の高い集落単位でのワイヤーメッシュ柵設置を柱とした防護対策、藪の刈払いによる棲み分け対策及び捕獲報奨金助成等による捕獲対策の3対策を引き続き総合的に推進する。

今後は、各市で設置した鳥獣被害対策実施隊等と連携した各市地域協議会等による各市の取組に加え、より効果的な対策を図るため、市域を越えた地域の連携(広域的な取組)が必要であることから、島原半島3市で構成する協議会において情報の共有化などを行い、被害防止効果の高い対策を進めて行く。

また、効果的な被害防止対策を行うためには集落が主体的に被害防除に取り組むことが重要であることから、地域懇談会、現地研修会、講演会など開催して効果的な被害防止対策の普及啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

アライグマに関しては、「防除実施計画」の策定により、早期発見・早期対応できる体制を整備することで地域への侵入を防ぐことを目指す。

今後の計画

地域懇談会、現地研修会等を実施し、地域の意識改革による被害防止体制の確立に向け取り組む。

捕獲と防護柵の両面での被害防止対策を推進する。

放任果樹の除去、藪の刈り払いによる緩衝地帯整備を推進する。

市域を超えた一斉捕獲体制の確立等による連携を図る。

捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。

有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各市鳥獣被害対策実施隊	実施隊の隊員は市職員のうちから市長が指名し、被害防止施策の計画立案、防護柵の設置等の実施、指導及び被害実態、出没状況の調査等に従事する。対象鳥獣の捕獲については猟友会に委託する。
島原猟友会、国見猟友会、小浜猟友会、南島原猟友会	農林業者等からの連絡を受けて、各市からの依頼により、各地域の捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ カラス ヒヨドリ スズメ アライグマ タヌキ等	各猟友会と連携して捕獲用具（箱わな等）の導入を地域に対して進めると共に、狩猟者講習会を長崎県、長崎県猟友会と連携して行い、捕獲技術の向上を進める。 また、狩猟免許取得のための事前講習会を長崎県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
24年度	イノシシ カラス ヒヨドリ スズメ アライグマ タヌキ等	各猟友会と連携して捕獲用具（箱わな等）の導入を地域に対して進めると共に、狩猟者講習会を長崎県、長崎県猟友会と連携して行い、捕獲技術の向上を進める。 また、狩猟免許取得のための事前講習会を長崎県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
25年度	イノシシ カラス ヒヨドリ スズメ アライグマ タヌキ等	各猟友会と連携して捕獲用具（箱わな等）の導入を地域に対して進めると共に、狩猟者講習会を長崎県、長崎県猟友会と連携して行い、捕獲技術の向上を進める。 また、狩猟免許取得のための事前講習会を長崎県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ	イノシシの捕獲数は、平成20年度が1,753頭、平成21年度は1,726頭と横ばい状態にあるが、今後の被害拡大が懸念されることから、捕獲計画数を3,400頭とする。
カラス	カラスの捕獲数は平成20年度が1,962羽、平成21年度は1,605羽と減少はしているものの、農家や猟友会への聞き取りによると個体数は増加しており、農作物被害も深刻な問題となりつつあり、捕獲計画数を2,300羽とする。

ヒヨドリ	ヒヨドリの捕獲数は平成 20 年度が 1,256 羽、平成 21 年度は 16 羽と減少しているが、農家や猟友会への聞き取りによると個体数は増加しており、農作物被害も今後増加すると考えられるため捕獲計画数は 300 羽とする。
スズメ	スズメの捕獲実績がないため、捕獲計画数は 100 羽とする。
アライグマ	アライグマの捕獲実績はないが、地域からの完全排除を目指し、捕獲計画数は 10 頭とする。
タヌキ	タヌキの捕獲実績がないため、捕獲計画数は 10 頭とする。

対象鳥獣		捕獲計画数等		
		23年度	24年度	25年度
イノシシ	島原市	400	400	400
	雲仙市	1,800	1,800	1,800
	南島原市	1,200	1,200	1,200
	計	3,400	3,400	3,400
カラス	島原市	1,000	1,000	1,000
	雲仙市	300	300	300
	南島原市	1,000	1,000	1,000
	計	2,300	2,300	2,300
ヒヨドリ	島原市	100	100	100
	雲仙市	100	100	100
	南島原市	100	100	100
	計	300	300	300
スズメ	島原市	30	30	30
	雲仙市	30	30	30
	南島原市	40	40	40
	計	100	100	100
アライグマ	島原市	3	3	3
	雲仙市	4	4	4
	南島原市	3	3	3
	計	10	10	10
タヌキ	島原市	3	3	3
	雲仙市	3	3	3
	南島原市	4	4	4
	計	10	10	10

捕獲等の取組内容
<p>イノシシを対象として銃器・わなを用いて4月1日から翌年3月31日に予察捕獲を行っている。対象区域は各市とも市内全域である。</p> <p>カラス、ヒヨドリ、スズメについては銃器を用いて4月1日から翌年3月31日に予察捕獲を行う（ヒヨドリについては一部有害捕獲）。対象区域は各市とも市内全域である。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	県からの許可権限委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ等	WM柵 159,000m 島原市 : 9,000m 雲仙市 : 80,000m 南島原市 : 70,000m 電気柵 45,000m 島原市 : 5,000m 雲仙市 : 20,000m 南島原市 : 20,000m	WM柵 82,000m 島原市 : 2,000m 雲仙市 : 40,000m 南島原市 : 40,000m 電気柵 22,000m 島原市 : 2,000m 雲仙市 : 10,000m 南島原市 : 10,000m	WM柵 102,000m 島原 : 2,000m 雲仙市 : 50,000m 南島原市 : 50,000m 電気柵 22,000m 島原市 : 2,000m 雲仙市 : 10,000m 南島原市 : 10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ、カラス、ヒヨドリ、スズメ、アライグマ、タヌキ等	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会、パンフレット配布等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
24年度	イノシシ、カラス、ヒヨドリ、スズメ、アライグマ、タヌキ等	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会、パンフレット配布等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
25年度	イノシシ、カラス、ヒヨドリ、スズメ、アライグマ、タヌキ等	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会、パンフレット配布等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	島原半島地域野生鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
島原市、雲仙市、南島原市	事務局担当、協議会に関する連絡・調整、各市鳥獣被害防止対策協議会における連絡調整、情報提供、技術的指導、及び施策の推進
各市鳥獣被害防止対策協議会 ()	鳥獣被害防止対策の指導及び実施
島原雲仙農業協同組合	農業者からの情報収集及び営農(技術)指導
島原猟友会、国見猟友会、小浜 猟友会、南島原猟友会	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施・調整
島原警察署、雲仙警察署、南島 原警察署	有害鳥獣関連情報の提供
雲仙森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
長崎県南農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供
雲仙千々石森林事務所、島原森 林事務所、西郷森林事務所	国有林に関する情報提供及び被害防止技術の情報提供
島原振興局農林水産部：衛生課、 林務課、農業企画課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供
島原振興局農林水産部：地域普 及課	事務局担当、協議会に関する連絡・調整、有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供

島原市

被害防止対策協議会の名称	島原市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
島原市農林水産グループ	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
島原猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施・調整を行う。
島原雲仙農業協同組合	農業者からの情報収集と営農指導。
長崎県南農業共済組合 南高北 部支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
長崎県島原振興局農林水産部 島原地域普及課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供等を行う。
長崎県島原振興局農林水産部 農業企画課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供等を行う。
農業者代表及び農業者の団体	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。

雲仙市

被害防止対策協議会の名称	雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
雲仙市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
国見猟友会 小浜猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施・調整を行う。
長崎県南農業共済組合南高北部支所	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。
島原振興局雲仙地域普及課	雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
島原振興局農業企画課	雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
地元農家代表	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。

南島原市

被害防止対策協議会の名称	南島原市鳥獣害被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
南島原市役所農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
南島原猟友会、島原猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施・調整を行う。
島原雲仙農業協同組合	農業者からの情報収集と営農指導。
長崎県農業共済組合	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。
島原振興局南島原地域普及課	南島原市鳥獣害被害防止協議会に参加し有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
島原振興局農業企画課	南島原市鳥獣害被害防止協議会に参加し有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
地元農家代表	有害鳥獣被害等の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長崎県農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・当該計画の目標達成のための支援、助言。 ・オブザーバーとして本協議会に参加し、野生鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年10月までに、各市職員（市長が任命した職員）で鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲、被害防止策の普及啓発等、市内の被害対策についての取り組みを進めていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市内における農作物の被害は深刻な状況に陥っている。また、山間部を中心として高齢化が進んでいるため、防護柵の設置や緩衝帯の整備が限界集落の多い地域では、特に困難な状態である。

そこで、広範囲の被害防止策（防護柵の設置、緩衝帯の整備）を講じる場合に、集落、地域住民のみでの対策が困難な場合には、各市鳥獣害被害防止対策協議会等の応援を要請することを検討する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処分、又は、焼却処分を基本として、適正に処理を行っている。

島原市においては、今後も県央県南広域環境組合東部リレーセンターに搬入し、焼却処分を行う。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

島原半島地域野生鳥獣被害防止対策協議会が中心となり各市鳥獣被害防止対策協議会と連携し 広域的な対策案の検討や共同での講習会、情報交換会、現地研修会などを実施する。